

奨学生の募集(緊急採用・応急採用)

申込みは①大学へ必要書類を提出した後、②インターネットを通じて直接日本学生支援機構に申込みをすることになっています。

家計支持者が失職・破産・倒産・事故・病気・死亡、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要となった場合に申込みができます。(但し、事由が発生してから12ヶ月以内)学生部生活支援課奨学チーム(奨学金担当)へ直接ご相談ください。(安田講堂1F 学生部センター内)

(ア)緊急採用(第一種奨学金)

○ 奨学金貸与始期

家計急変の生じた月(災害などの発生時期によって始期が変わる。)以降で申込者が希望する月から。ただし、家計急変の事由が平成17年3月以前に生じたものである場合でも、遡って希望できる月は平成17年4月を限度とします。

○ 奨学金貸与期間

上記貸与始期から採用年度末(平成18年3月)まで

(イ) 応急採用(第二種奨学金)

○ 奨学金貸与始期

平成17年4月以降で申込者が希望する月から。

○ 奨学金貸与期間

貸与始期から標準修業年限が終了する月まで。

災害救助法適用地域の方で奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。申込みにあたっては被災の証拠書類(例えば「被災(罹災)証明書の写し」)が必要です。

災害救助法の適用地域は別紙のとおりです。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかったものについても、適用地域に準じて取り扱います。

災害救助法の適用地域

● 平成17年12月中旬からの寒波に伴う大雪による被害地域

(新潟県)十日町市、妙高市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、
中魚沼郡津南町、魚沼市、上越市
(長野県)飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、
下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、
上水内郡信濃町、下水内郡栄村

● 平成17年9月6日からの台風14号による被害地域

(宮崎県)東諸県郡高岡町、東諸県郡国富町、東臼杵郡北方町、
東臼杵郡東郷町、宮崎市、延岡市、西都市、
東臼杵郡諸塚村、西臼杵郡日之影町、東臼杵郡椎葉村、
北諸県郡高城町、東臼杵郡西郷村、東臼杵郡北川町
(山口県)那珂郡美川町、岩国市
(東京都)中野区、杉並区
(高知県)四万十市
(鹿児島県)垂水市

● 平成17年3月20日からの福岡県西方沖を震源とする地震による被害地域

(福岡県)福岡市